

処理事例 51 調査しないこととしたもの

苦情申立て対象機関	地方独立行政法人明石市立市民病院	
苦情申立ての内容	明石市立市民病院のカルテに誤記入がある。そのために弁護士の協力が得られない。人権が侵害されている。カルテを正しくし、損害賠償を請求したい。	
調査結果等	<p>オンブズマンは、苦情申立人と面談して苦情内容を伺い、同時に提出された苦情申立書を拝見しました。</p> <p>苦情申立ての内容は多岐にわたりますが、明石市の市政に関連する可能性がある部分は、①診断書は、一度の診察のみで作成されており診断名も間違っている、②診断書に記載された病名が世間に流出しており、情報管理に問題がある、という2点に集約されます。</p> <p>そこで、その2点について調査できるかどうか判断します。</p> <p>オンブズマンが取り扱える事項は、明石市法令遵守の推進等に関する条例（以下「条例」）により定められています。</p> <p>①については、条例第54条第1項第3号「苦情の内容が、苦情申立ての原因となった事実のあった日から1年を経過しているとき」に該当するため、調査対象外事項となります。また、診断名については、医師が専門的見地から判断するものであり、簡易迅速な処理を旨とするオンブズマン制度（条例第42条、第44条第1号）になじまないため、条例第54条第1項第5号「調査することが相当でない特別な事情があると認めるとき」に該当します。</p> <p>②について、苦情申立人の個人情報が出たと主張される時期及び経路を特定することは困難です。オンブズマンの所管事項は市の業務に関する事項とされており（条例第43条）、広範な対象を調査することは相当ではありません。そのため、条例第54条第1項第5号により調査の対象外となります。</p> <p>したがって、オンブズマンは本件苦情申立につき調査しないと判断しました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	
苦情申立ての受付年月日	平成28年（2016年）8月10日	要した日数
市の機関への調査年月日	—	—
調査結果通知年月日	平成28年（2016年）8月29日	19日間